

保 警 証 第 80 号
令和 5 年 4 月 5 日

一般社団法人 全日本釣り団体協議会 殿

海上保安庁次長（公印省略）

G 7 広島サミット及び関係閣僚会合開催に伴う自主警備の徹底等について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から海上保安業務に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月には、広島県広島市において「G 7 広島サミット」の開催が予定されているとともに、本年 4 月から全国 14 か所において、関係閣僚会合が開催される予定となっております。

各国の要人が一堂に会するサミットは、国際的な関心を集める重要な国際会議であり、過去には、英国サミット（2005 年）において、ロンドンで地下鉄及びバスの同時爆破テロ事件が発生する等、テロの標的とされています。また、日本国内においても、昨今、ソフトターゲットを狙った殺傷事件が発生しています。このような情勢を踏まえれば、G 7 広島サミット及び関係閣僚会合開催期間中、我が国において、テロが発生する可能性も否定できないほか、環境保護団体、反グローバルリズムを標榜する団体等による過激な抗議活動等も懸念されるところです。

海上保安庁では、G 7 広島サミット及び関係閣僚会合が開催される臨海部の会議場等の周辺海域において厳重な海上警備等を実施することとしておりますが、これを的確に実施するためには、貴団体の御理解、御協力そして貴団体との連携が不可欠となります。

つきましては、貴団体傘下の各事業者及びその従業員の皆様に対して、下記のとおり自主警備の徹底等について、改めて周知・徹底を図っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本件は、国土交通省海事局及び港湾局、経済産業省並びに水産庁とも連携して実施するものです。

記

1　自主警備の徹底

(1) 臨海部の旅客船ターミナルや事業所等における自主警備

不審事象の早期発見や海上からの不法な侵入の防止のため、従業員等による巡回や監視カメラ等の海上監視装置を活用した監視警戒を徹底するとともに、未使用区画、立入禁止区画及び外部から侵入可能な開口部の施錠、従業員不在時の施設の施錠、IDカードや立入許可証等による訪問者の管理等の不審者侵入防止対策を講じていただくようお願いします。

(2) 船内における自主警備

船内における不審事象の早期発見や海上からの不法な侵入の防止のため、手荷物等の検査、乗組員による巡回警戒を徹底するとともに、未使用区画、立入禁止区画及び外部から侵入可能な開口部の施錠、舷門での訪問者の管理・記録の徹底等の不審者侵入防止対策を講じていただくようお願いします。

(3) 船舶の管理

漁船、プレジャーボート、作業船等の盗難及び不正使用を防止するため、施錠の徹底、エンジンキーの確実な保管、管理船舶の貸出し時における身元確認の徹底等をお願いします。

2　海上保安庁への御協力依頼

(1) 不審事象等の発見時における通報

次の場合を認知した場合には、最寄りの海上保安部署又は118番への通報をお願いします。

- ・身元不明者からの船舶貸出依頼があった場合
- ・船舶盗難に遭った場合
- ・行動が不審な船舶を見た場合
- ・日頃見慣れない船舶を見た場合
- ・危険物や不審物を所持し、又は、挙動不審な人物を見た場合
- ・ドローンをはじめとした小型無人機が、G7広島サミット及び関係閣僚会合が開催される臨海部の会議場等の周辺を飛行しているのを見た場合

(2) 事前通報や航行自粛の励行

G7広島サミット及び関係閣僚会合の開催期間中、臨海部の会議場等の周辺海域において、海上運送、漁業、マリンレジャーの事前通報や航行自粛等をお願いする場合がありますので、御理解・御協力をお願いします。

(3) その他の御協力

G7広島サミット及び関係閣僚会合の期間中（準備期間を含む。）、次のとおり、御協力をお願いする場合があります。

- ・臨海部にある会議場等の周辺海域における海上保安官による立入検査等
- ・旅客船等における海上保安官の警乗
- ・海上保安部署による船舶の動静等の問合せ
- ・緊急事態を想定した、海上保安部署との連携訓練への参加